社会人クラブ連盟の日本協会加盟に伴う各種登録料の改定について

標記の件について、昨年4月より全日本社会人クラブバドミントン連盟(以下全日本社ク連)が正式に(公財)日本バドミントン協会(以下日本協会)の加盟団体になったことを受け、栃木県社会人クラブバドミントン連盟(以下県社ク連)は全日本社ク連の加盟団体であることから正式に日本協会の下部組織となりました。

そのため、県社ク連の主催大会の参加資格について日本協会の個人登録が必須となります。 具体的には春・秋に行われている「栃木県社会人バドミントンリーグ戦」の参加についても 今までは県社ク連のみの個人登録で参加を認めておりましたが、平成31年度より県社ク連の 個人登録はすべて日本協会登録が必須となり、結果として日本協会登録がないとリーグ戦に 参加できなりました。

つまり、昨年まで300円の個人登録で参加していた選手も今年度より2500円の個人登録がないと参加できなくなります。

このことを鑑み、先日県社ク連の臨時理事会において「リーグ戦運営規定の趣旨にある交流を目的として参加しているクラブ(選手)が数多くいることから、登録料の理由で参加を断念する選手が多くなるのでは」という懸念があがり、これの措置として以下のように登録料を改定することと決定いたしました。

●個人登録料

【現行】 ※どちらかを選択できました。

NC 330 CASK CC 0.01C	
内容	登録料
日本バドミントン協会個人登録料(社ク連個人登録含む)	¥2,500
栃木県社会人クラブバドミントン連盟個人登録料	¥300

【改定後】※登録=下記すべてに一括登録になります。

内容	登録料
日本バドミントン協会個人登録料	¥1,000
全日本社会人クラブバドミントン連盟個人登録料	¥300
栃木県バドミントン協会個人登録料	¥700
栃木県社会人クラブバドミントン連盟個人登録料	¥500
総額	¥2,500

個人負担が増えてしまうことは変更できないので、団体登録料や大会参加料を軽減し、 実質の個人負担額をできるだけ軽減される措置として下記のように改定します。

●リーグ戦参加料

【現行】

参加1チームにつき一律2500円(棄権の場合も同額)

【改定後】

県社ク連加盟クラブは無料(複数チーム参加でもすべて無料) 実業団・レディース加盟団体は1チームー律2500円 棄権の場合も2500円(社ク連加盟クラブも同額)

※シャトル代3500円は現行どおり全チーム徴収。

●リーグ戦参加資格

【現行】

参加選手は当該年度の日本バドミントン協会の本県登録または県社会人クラブ連盟個人登録(300円)が必要となります。

【改定後】

参加選手は当該年度の日本バドミントン協会の本県登録済の選手のみ

●団体登録料

【現行】

内容	登録料
全日本社会人クラブバドミントン連盟分担金	¥2,000
栃木県バドミントン協会分担金	¥6,000
栃木県社会人クラブバドミントン連盟登録料	¥10,000
総額	¥18,000

【改定後】※県社ク連登録料の値下げをしました。

内容	登録料
全日本社会人クラブバドミントン連盟分担金	¥2,000
栃木県バドミントン協会分担金	¥6,000
栃木県社会人クラブバドミントン連盟登録料	¥7,000
総額	¥15,000

●参考

県社ク連個人登録により参加できる大会(未登録では参加できない大会)

- ・県社会人リーグ戦
- •県社会人選手権大会(全日本社会人選手権県選考会)
- ・全日本シニア選手権大会県選考会
- •国民体育大会県予選会
- ・県レディース選手権大会 ・県ミックスダブルス大会
- ・県オープン大会
- •県総合選手権大会
- ・日本スポーツマスターズ県予選会
- ・全国社会人クラブ大会(個人戦)
- ・全国社会人クラブチャンピオンカップ選手権大会
- ・全国社会人クラブ対抗シニア選手権大会

日本協会個人登録が必要な資格(未登録で資格を喪失するもの)

- •公認審判員(全級)
- ・公認スポーツ指導員(全級)

上記のいずれかに該当(参加)する場合は登録が必要になります。